倫理規程

プラスソーシャルインベストメント株式会社(以下、当社という。)は、厳正な倫理に 則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定 し、それを遵守するものとした。

当社のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

〈本 文〉

(基本的人権の尊重)

第 1 条 当社は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 当社は、ソーシャルイノベーションを誘発する資金の流れを創り出し、持続可能でしなやかな地域社会の形成に寄与することを目指した事業運営に当たらなければならない。 当社に所属するすべての役員・正職員・契約職員・パートタイム職員・インターン生を含むすべての職員(以下、役職員という。) は以下のことに留意して行動しなければならない。

- (ア) 当社としての企業理念と一致しているかを常に考慮する。
- (イ) 経費の適切な使用及び業務効率を高め、経費の節約をし、効果的な使用に努める。

(社会的信用の維持)

- 第3条 当社は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。当社の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
- (ア)業務の執行に当たっては、公正、公平を旨とし、公益の増進に資する質の高い価値 を 創出することに努める。
- (イ) 当社のインターネット上の公式アカウントからの情報発信はもとより、個人で開設しているアカウントも含めて、個人又は団体を中傷、誹謗する内容の情報発信、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容の情報発信及びその他当社の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

(法令等の遵守)

第4条 当社は、関連法令及び当社の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守

- し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。当社の役職員は 以下のことに留意して行動しなければならない。
- (ア)業務時間内はもとより業務時間外においても、社会的規範や各種法令の遵守及び各種事故防止に努める。
- (イ) 法令違反、倫理規程違反及びその他社会的規範に悖る行為を発見した場合は、遅滞なく上司に報告する。

(私的利益の禁止)

- 第5条 当社の役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。 当社の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
- (ア) 取引先等からの私的な利益供与を禁ずるとともに、誤解の生じるような行為を避ける。
- (イ)職務や地位を利用して特定の取引先等に有利な取り計らいをするような行為又はそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(兼職先組織への利益の禁止)

- 第6条 当社の役職員は、当社の取締役会の承諾なしに、当社以外に役員を務める組織への当社からの利益の追求があってはならない。 当社の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
- (ア) 役職員は、有償・無償を問わず、他の組織との兼職状況について虚偽なく申告する と ともに、新たな職務に就任した際、或いは退任した際には、速やかに代表取締役へ報 告をする。
- (イ) 役職員が役員を務める組織(非営利、一般事業者の区分を問わず)への資金供与及び その他特定の便益の供与に際しては、公正・公平の立場で行動し、その組織に対して特 別の便宜を図る行為又はそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(利益相反の防止及び開示)

- 第7条 当社の役職員は、職務の執行に際し、利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当社が定める所定の手続に従わなければならない。
- 2 当社の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
- (ア) 取引先等の選定に当たっては、公正・公平を旨とし、自ら関与している組織の調査・選考には加わらない。
- (イ) 役員と職員又は職員同士が談合して、当社の運営を私的に利用する行為又はそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。
- 3 当社は、休眠預金等活用法に基づき、助成事業等を行うに際し、事業協力団体の関係者(当社役職員を含む。)又は特定の個人や団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることのないよう注意しなければならない。

- 4 当社の役職員は、当社が関与している取引先等について、自身との利害関係の有無を当社に定期的に報告を行わなければならない。
- 5 当社は前項の報告の内容確認を行い、利害関係の有無について迅速な発見及び是正を 図るものとする。

(情報開示及び説明責任)

第8条 当社は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財 務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

2 当社の役職員は、各事業を策定する際には、取引先・株主・会員への報告はもとより、ニュースレター、ウェブ等を通じて、適時必要な情報を発信することに留意して行動しなければならない。

(情報の保護・管理)

第9条 当社は、業務上知り得た組織運営上の各種情報及び個人的な情報の保護に万全を 期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

- 2 当社の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
- (ア) 職務上知り得た情報の一切について、書類の管理、電子情報の管理(貸与しているパソコン等の管理を含む)及びその他すべての情報管理に留意し、電子機器の盗難や紛失、他者・他組織へのデータの送信、外部への供与及び情報の漏えいを行わない。
- (イ)職務上知り得た個人情報については、その利用目的のみに使用し、当事者の同意な しに第三者への情報提供を行わない。

(研 鑽)

- 第 10 条 当社の役職員は、能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。
- 2 当社の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。 (ア)新聞 ニュース 書籍等の一般的な情報源からの情報収集のほか 講演会
- (ア)新聞、ニュース、書籍等の一般的な情報源からの情報収集のほか、講演会等のイベント、研修への参加等を通じて、自己研鑽に努める。
- (イ) 社会人としての基本的なマナーや道徳観を身につけ、他者の価値観を受け入れ、尊重し、常に自らの人格を磨く努力をする。

(反社会的勢力・団体との断絶)

- 第 11 条 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては 断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動 を助長するような行為は一切行わない。
- 2 当社の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
- (ア) 反社会的勢力・団体とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。反社会的勢力・団体による不当要求は明確に拒絶する。また、反社会的勢力・団体による不当要求

が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

(イ) 取引先等に対しては、反社会的勢力・団体との関係がないことを取引開始前に文書 等で確認する。

(規程遵守の確保)

第 12 条 当社は、必要あるときは、取締役会の決議に基づき委員会を設置し、この規程 の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和4年3月18日より施行する。